

令和元年度第13回合志市教育委員会会議録（1月定例会）

- 1 会議期日 令和2年1月31日（金）
- 2 開議時刻 午前9時43分
- 3 会議場所 合志庁舎 2階 庁議室
- 4 出席委員 委員 池頭俊 委員 坂本夏実 委員 塚本小百合
- 5 欠席委員 委員 村上貴寛
- 6 職務のために出席した者  
教育長 中島栄治  
教育部長 鍬野文昭  
学校教育課 松岡隆恭教育審議員  
澤田みほ指導主事  
角田賢治指導主事  
右田純司課長  
竹田直広総務施設班長  
齋藤正典総務施設班主幹  
生涯学習課 栗木清智課長  
人権啓発教育課 飯開輝久雄課長

○中島栄治教育長

それでは、令和元年度第13回教育委員会議を始めたいと思います。

開会に先立ちまして会議録の署名ですが、村上委員がいらっしゃっていないので坂本委員と池頭委員になります。よろしいでしょうか。では、よろしく願いいたします。

前回の会議録の承認からしていきたいと思いますが、何か御意見等ありませんでしょうか。では、承認していただいたということで進めさせていただきます。

それでは、1ページを開いていただきまして、教育長の報告をいたします。

- 1 2月27日 文教経済委員へ説明。
- 1月 6日 仕事始め式。庁議。政策推進本部会議。
- 1月 7日 教育支援会議。
- 1月 8日 管内教育長会議。
- 1月10日 法務省から吉野企画官来庁。部落解放同盟の旗開き。
- 1月11日 合志市民健康カントリーマラソン。合生地区どんどや。
- 1月12日 合志市消防署出初式。合志市成人式。
- 1月16日 市校長会議。庁議と政策推進本部会議。
- 1月18日 北辰会。
- 1月20日 議会全員協議会。熊本県市町村教育委員大会
- 1月21日 異動ヒアリング。

1月22日 教育論文の審査。

1月23日と24日 県市町村同和教育連絡協議会先進地視察研修。

1月25日 熊本県剣道連盟祝賀会。

1月26日 気づきうなずきフェスティバル。合志市バンドフェスティバル。

1月27日 文化芸術自主事業実行委員会。

1月31日 教育委員会議。恵楓園訪問予定。

はい、それでは、報告のほうに移らせてください。

#### ○池頭俊教育委員

今の話で一つだけいいですか。

新型コロナウイルスの部分でのアルコール消毒という取り組みもあるんでしょうけど、学校はアルコール消毒を徹底するというようなことはしないんですか。

#### ○松岡隆恭教育審議員

学校はもともとインフルエンザの季節に入っていますので、アルコールを常設して、マスクを励行するというところは既に進めているところです。

#### ○池頭俊教育委員

いや、だからそのアルコール消毒を、例えば、各教室に置いているという取り組みをしているんでしょうか。それとも、そこはただ手洗いや消毒の部分で終わっているのかというところを聞きたい。

#### ○松岡隆恭教育審議員

学校の全部の確認調査はしておりませんので、今、両方混在していると思います。そこについては確認していきたいと思います。

#### ○池頭俊教育委員

確かにインフルエンザのアルコール消毒の名前は忘れましたが、少し値段が高いですよね、それを全部配置して消毒を行った学校というのは、非常にインフルエンザの発症が少なかったんです。今回、このことを打ち出して、もっと学校の中でも徹底しようという、インフルエンザと新型コロナウイルスの部分をあわせてやろうというんだったら、いい機会だから、受験もあるし、今後のこともあるということも全部諸々含めるならば、お金がかなりかかるからどう動くかわかりませんが、アルコール消毒をきちんとさせるというのをもう一回徹底させてみるとどうなんだろうと思いますけど、検討していただくとありがたいと思います。

#### ○松岡隆恭教育審議員

はい、ありがとうございます。

○中島栄治教育長

それはぜひ学校のほうに周知をお願いしたいと思います。

それでは、教育長会議の報告をしたいと思います。

最初に、これは1月8日に会議がありましたけども、所長のほうから御挨拶があったのは、本年度の重点取り組みについてということで、安全で安心な学校づくり、これは、学校安全・安心推進課というのが新設されて、特にいじめとかそういったことに関して、不登校に関してはしっかり県も取り組んでいますという話です。これに関連したのが、SSW（スクールソーシャルワーカー）、それから、スクールカウンセラーの増を本年度はさらに要望しているということでお話がありました。これは来年に向けての動向です。

そして、学力向上については、「熊本の学び推進プラン」というのが2月に最終的に策定して、この中では5者連携が一つのキーワードになっているということです。5者と言いますのは、子どもたちと保護者と学校と地域と、もう一つ、教育行政という意味合いが入りました。ですから、その5者連携というような方向での位置づけに今後はなされていくと思います。

それから、英語教育日本一ということで、来年度も外部検定試験受験料支援はしたいと。国と県が3分の1ずつです。ですから合志市のほうが3分の1をして、中3の子どもたちに限り、受験料無料にしていたんですけども、本年度の合志中が受験を徹底できませんでした。60%ぐらいの受験率になってしまったので、次年度に関しては、全部本市では教育課程の中で実施をするということで100%の受験を来年度検討したいと私のほうでは考えております。

続いて、教育の情報化ということで、国の動向が児童・生徒の端末が1人1台になりました。今非常に地域格差があるのでこれを解消していきますということで、ぜひそれは働き方改革にもつなげてほしいということでした。本市のほうでは、先ほど言いましたとおり、今、齋藤君が頑張っていますので、だいぶ以前の計画とは変わってきたということです。

そして、本市ではなかなか考えにくいんですが、高校のあり方ということで、他の郡部では、子どもたちの状況が減りまして、歴代、どこの県立高校もその存続について、しっかり今後検討されるということです。

さらに続いて、人事異動についてお話がありましたけども、前回、お話していたんですけども、今年度末で、菊池管内の校長が17人、教頭が7人、退職です。それから、令和2年度末は、菊池管内の校長が14人、教頭が1人退職になります。この校長の14人のうちの7人が本市です。今年度末の異動の予想では、校長先生たちの出入りが17人、教頭先生たちに関しては29人が出ることになりまして、25人が入ってくるというような予定になっているそうです。

こういったことも各学校の活性化につなげてほしいという話でした。

それから、不祥事防止について、冬季休業中の事故事件というのはなかったんですが、報連相の徹底を図ってほしいと。これは第一報の30分ルールということをもう

一度確認したいというお話があって、事件発生から30分以内で緊急案件というのは、事務所まであげてほしいと。これは本市のほうでも、教育委員会のほうにも、起こってすぐに第一報を入れてほしいということでは徹底したいと思っています。

管理関係のところでは、教育上の諸問題については、継続して繰り返し指導というのは、不祥事防止が一番ですけど、それについてお話があって、人事異動については、管外転出が75名、うち再配が52名、それくらいの職員をうちのほうで、菊池管内で引き受けていると。退職は31名です。

再配置者というのが、今度は49名いらっしゃったんですけども、ここら辺の異動も考えていかなければいけないと。ミドルリーダー不足ということがやはり現実にありますので、学校のほうでは、委員会のほうでもそういった先生方を育てるのを校長先生と協力してやってほしいというお話でした。

それから、希望降任について、今のところ本市ではだれもありません。

それから、特別支援学級の新增設ですけど、後日連絡がありまして、本市のほうでは認められなかったのが1つ東小学校の難聴だったかな。

○松岡隆恭教育審議員

はい、西合志東小学校の難聴が認められなかったです。

○中島栄治教育長

設置希望をしましたが認められなかったということがあります。

○池頭俊教育委員

今までのことで一つ聞いていいですか。

○中島栄治教育長

どうぞ、はい。

○池頭俊教育委員

勉強不足で申し訳ないけど、再配置者とは何だったかな。

○中島栄治教育長

本年度は初任3年で再配を受け入れた方が49名いたということです。

○池頭俊教育委員

わかりました。

○中島栄治教育長

受け入れた再配者の数だそうです。これは、出るほうかな、ちょっと待ってください

い。これもう一度私のほうでも確認をしてまたお話をします。

じゃあ、そこまではよろしいでしょうか。

では、報告の資料集をお出してください。

1 ページは、文科省から出ております学習指導の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営等の構築ということで出ているのを1枚付けておきました。時間があるときにこれは見ていただければと思います。国のほうとしても、こういったことには、今、お金をかけているということです。

では、2 ページ、3 ページを開けてください。

吉本指導課長からありましたのは、学力向上対策で、出してきました資料は、6 ページの県の学力調査に関わる質問紙、勉強の問題ではなくて、こんな問題も聞いて、子どもたちからアンケートを取っていますということを見ていただいとこうと思ひまして、資料として付けておきました。ですから、県の学力・学習状況調査には、学力だけじゃありません。こういう学習調査の意味合いもあります。同じように、8 ページは全学調と県学調で全国の意識調査の中と、こういった形で関連させていますということで、7 ページ、8 ページは、その関連がわかるようにしているところですので、ただ学力テストをしているだけではなくて、子どもたちの状況の把握もこうやっているということを見ていただければと思います。

それから、これが実際に送付されますので、これを活用した指導を学校のほうでは取り組みをお願いしたいと思ったところです。

2 番目に、学習評価について、12 ページです。大きく変わります点として、次年度から実施します新学習指導要領は、これまでの4 観点だったのが、まず3 観点になるということです。それから、ここに書いていますとおり、評価する時期や場面を精選して記録に残す、指導に生かすというような形での評価を先生方に徹底していきたい。これまでの評価基準の考えを、具体的評価基準に変えていくということで、学校でも評価計画を見直すという形になります。以前は、子どもたちの到達度が基準だったんですけど、そうではなくて、こういったことで評価し、こういったものを評価の資料としますというのを提示していくような形になっているということです。

続いて、3 番の教科書の採択状況ですけど、14 ページに載せております。これが他の市町村との比較になって、どこを取っているかというのがわかるようになっていきますので、その菊池というところを見ていただくとわかると思います。

ですから、山鹿等も異動上は同じになりましたけど、教科書採択については一緒には行っておりませんので、菊池と山鹿では教科書が違うところがあります。

続いて、不登校の指導については、16 ページを見てください。

以前説明したんですけど、改めて付けておきました。令和元年10月25日に出た文科省からの不登校児童生徒の支援のあり方についてです。これがどういうことだったかということ、学校復帰を目的としないで行っていることも、出席扱いできますよということです。さらにですね、後のほうも付けてたんですけど、27 ページを見ていただいでよろしいでしょうか。とうとうここまで来たというのが、不登校児童生徒が

自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取り扱い。これもきちんと把握できれば、できるという方向づけを出してしまっているところ です。

29ページに、Q&Aを書かれているんですけども、5行目ですね、ICT等を活用した学習活動というのはどういうものかということで例があります。民間業者が提供するICT教材を活用した学習、パソコンで個別学習ができるシステムを活用した学習、教育支援センター作成のICT教材を活用した学習、学校のプリンターや通信教育を活用した学習、ICT機器を活用し、在籍校の授業を自宅に配信して行う学習（同時双方向型授業配信やオンデマンド型授業の配信）。とうとうこういうことまで出てきています。逆にいうと、こういうのを合志市内の小中学校に整備してほしいという要求が出てくる可能性があるということです。各学校の授業をリアルタイムで見れるようにできませんか。うちの子はうちで見せますと。いや、これは非常に大きな判断を今後していかなければいけないと思うんですけど、本市での方針としては、今、私も審議員や指導主事、それから係のほうとも言っているのは、あくまでも個別的にしっかりと対応をしていきたいと。もうみんなに、はい、どうぞこれどれでもいいですよというようなことをするのではなくて、学校に実際に行けて、授業を受けて、しっかり勉強できるのが一番ですから、そうできないことに関しては、個別案件として丁寧に対応しようと。やはりそれしかない、それが適切というような判断は、教育の私たちの支援のあり方としては、個別対応を基本としたいと今考えているところです。ただ、その個別対応の基準を明らかにしなさいということがいずれ出てくるかもしれませんので、それに対しては、しっかりとした基準をつくっていかなければならないと考えているところです。

次に移りたいと思います。

児童虐待についてということでありましたけど、これは32ページのほうに載せておりましたが、虐待の手引きというものがつくられておりますので、その概要版だけを載せております。これは去年の3月に出たものです。日本全国的には、虐待によって亡くなった子どもがありましたね。対応がどうしても教育委員会や児童相談所が遅れたんのではないかということです。今後そういったことが二度と起きないためにといいことでの取り扱いの重視のものになります。

そして、続いて城ヶ峰社会教育主事からありましたのは、33ページに県教育委員会と県総括コーディネータ、社教による学校訪問のまとめということで、今の管内の設置状況、合志市においては、すべて国版のコミュニティスクールということで、中学校区単位で一つの学校運営協議会を設置していることを記しています。これについては、県のほうにも発表しているということでした。どちらかという地域協働本部の活動も合志市のやり方を熊本県下に広げたいというようなことで、今後、そういった活動が期待されているようです。

工木社会教育主事からは、くまもとの親の学びプログラムについての説明、それから、笠指導主事については、人権教育の推進についての説明、廣田指導主事について

は、特別支援教育の推進についての説明、川田指導主事のところで、本年度の管内の状況で、生徒指導については不登校傾向というのが非常に増えてますので、これについてのお話で、本資料の35ページのほうに、これは12月に実施しました「心のアンケート」というものを載せておきました。実施要項がありまして、これで学校のほうではいじめの認知に使おうということで行っていますが、ただ、これも実際にいじめがあった時に本人が認めない場合も多いし、それから、人にこれを言うことを嫌がるという傾向もありますので、今、2学期制の試行のところで私も言っていますが、ちゃんと顔を見て、目を見ていろいろ話を聞かないと、関係づくりからしておかないと、このアンケートだけで実態がわかるものではないという認識を学校のほうには、しっかり持ってもらいたいと。これに出てくるのは本当に氷山の一角ですよと、というような話にはしたいと思っています。

それから、高校入試事務については、二重チェックをお願いしますということです。

次に、久米野指導主事からは、インフルエンザ、ノロウイルス関係です。そういった話がありました。

フッ化物洗口の関係者説明に関して、正直なところ実施してないところもありますので、啓発をさらに深めたいということのようです。

それから、学校安全関係では、本資料の38ページのほうに、自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進についてということで、12月に新たに出た部分です。これはどういったことかということ、全国的にいろんな自然災害等が、深刻に現実になってきているところがあります。それに、今の学校が対応できているんだろうかということ、徹底した見直しを図ってほしい。45ページに、津波の犠牲になった大川小の遺族の勝訴が確定したということで、きちんとしたその本来に想定以上のことが例えばあった時にも、確実に学校というのは、それにも対応できるようなマニュアルを考えなければならない。甘い認識でつくってもらっていただけだということを考えてもらうということでの例です。46ページにも台風19号の被害、社説のことを載せているんですけども、常に、今から先、学校現場というのはこれに関しては徹底した意識を高めていかないとできないということですので、委員会のほうも、そういったことが学校でちゃんとできているかどうかのチェックをしていかねばならないと思っていますところでは。

主なものは、以上です。

その他のところで、これは決まっていることがあります。令和2年度の事業で、熊本県中学校総合体育大会が7月18日と19日、菊池で開催されます。本市では、ヴィーブルを開催場所として話がきているのかな。

○栗木清智生涯学習課長  
いくつかかきています。

○中島栄治教育長

確か、ヴィーブルをメインの開会式会場にしたいという話だったかな。

○栗木清智生涯学習課長

知らないです。

○中島栄治教育長

聞いてない。確か、中体連のメインの開会会場をヴィーブルにできないだろうかということで、今お話がきていますので、これは今後、各課とも話を進めていくことになると思います。

以上で、私からの報告は終わりたいと思いますが、含めて御質問等がありましたらお願いします。

じゃあ、ここで1回休憩を入れたいと思います。ちょうど1時間経ちましたので、45分から再開したいと思います。

午前10時32分 休憩

午前10時45分 再開

○中島栄治教育長

それでは、再開したいと思います。

では、議題のほうに移りたいと思います。

議案の第1号、合志市民センター条例施行規則の一部を改正する規則について、係からお願いします。

○栗木清智生涯学習課長

生涯学習課から議案第1号の規則改定についてです。資料は3ページからになります。

資料は7ページを見てもらったほうがわかりやすいので、7ページを使って説明をいたします。

右側が改正前、左側が改正後となっております。変わりますところは、この第6条の右側にあります(4)の公民館や集会所を持たない市内の自治会及び区が、その活動目的で使用する場合を免除するということがありますが、この項目をなくすということにしております。理由としましては、公民館、集会所を持たない自治会のところは今までは無料にしていたんですけども、片方の意見では、集会所、公民館を持っている住民の方たちは、拠出金を出されているんです。年間何万円という費用を出されて公民館建設とかその改修費に充てるというものを支出しているのに、公民館を持ってない人は使用料もなくて、そういう拠出金もなくて不平等ではないですかという片方の意見もあって、公民館を持っているほうは拠出金も出して使用料も払ってということになるのは不平等ではないですかという議論がありましたので、うちのほうから

その辺の公平さを保とうということで、使用免除をなくすことにしたところでは。

この下の別表につきましては、市民センター条例をこのように改正しましたので、施設名称の中に現福祉センターのみどり館を市民センター化いたしますので、合志市栄市民センター「みどり館」という名称で追加をしているところです。

8ページ、9ページになりますけれども、これは申請書とその許可書になります。これは黒石市民センターですけれども、黒石市民センターは新しく防災拠点センターとして建て替えを行っておりまして、その建て替えによりまして、現在の旧黒石市民センターのところは体育館だけが残りますので、この体育館もまた後で、次の議案に出てきますけれども、体育館は体育館条例のほうに載せる形になります。市民センターの部分だけ新しい場所に移っていきますので、この体育館を除いた部分の新しい申請書、その許可書になります。

それにあわせて、10ページ、11ページが野々島市民センターの使用許可申請書と許可書ですけども、これにつきまして変わっている分は、申請書の中に、放送設備使用という欄がなかったので、この欄を追加して使用許可を出すということにしております。

それと、12ページ、13ページは、新しく追加しました栄市民センター「みどり館」の新たな使用申請書と許可書になります。

第1号議案につきましては以上になります。

#### ○中島栄治教育長

それでは、この1号議案につきまして、何か御意見等ありましたらお願いします。  
はい、どうぞ。

#### ○池頭俊教育委員

2点質問しますけど、よくわからないのは、みどり館が市民センターになるわけで、市民センターになるのは何のためというのが一点目です。

もう1点は、みどり館は今まで、区で集まった時に、飲酒等もできていたんですよ。これからいうと、管内での飲酒はできないと書いてあるけど、そういうふうに新たに抑えが入ったんですか。という2点です。

#### ○栗木清智生涯学習課長

まず、市民センターにつきましては、今、福祉センターということでみどり館は位置づけされていまして、高齢者支援課で所轄しております。あそこはもともと温泉団地なので、温泉が出てたんですけども、ボイラー機能が壊れましたので、今、温泉を使っていない状態でもあります。福祉センターとして使うのはある程度限られた部分での使用になっておりますので、施設の有効利用を考えて、市民全体に活用してもらえよう施設の活用方法がいいのではないかとということで市民センター化をしていくということです。あわせて、今、栄地区において、栄コミュニティを形成してお

ります。今、各区長さんに御協力をいただいて、来年度にはそのコミュニティ形成が成り立つだろうというところで考えていますので、その栄コミュニティの拠点としての市民センター化にして、学習の場、文化活動の場にしていただきたいという思いを込めております。

飲酒につきましては、基本的に市民センターどこでも飲食は禁止というふうに、全部の市民センターでしてはいますけれども、場合によっては、そういう活用も必要な場合がありますので、事前に届けていただければ頑なに飲酒を禁止ということではない。逆に、調理室とかもあった場合は、調理室でそういった食事提供とかそういうものがありますので、そういったところでは柔軟な対応をしていこうと考えています。

#### ○池頭俊教育委員

いや、ここに厳守事項になったので、この文書で謳ってありますよ。そうすると、栄地区の人たちは今まで区で集まって、あるいは市長さんも来ていただいて、副市長さんも、議長さんも来られて、そういう新春の集まりを今年も行ったというようなところがあるんですね。じゃあもうそんなことができないとはっきり謳ってあるのに、していいのかという話なんです。何かで謳う必要があるだろうとは思いますが、厳守ですからね。

#### ○中島栄治教育長

ここは、一度持ち帰ろうよ。文書にやっぱり謳う以上。

#### ○栗木清智生涯学習課長

厳守しなければいけないということ。

#### ○池頭俊教育委員

だから、当然何でもそうですけど、いろいろお仕事されている時のクレームとかある時の一番はここに書いてあるのに何でするんですかと話だと思っただけですよ。できないことをしているということでしょう。

#### ○栗木清智生涯学習課長

基本的に市民センターで宴会を認めてないので、まずあり得ないです。例えば、市長とかが入ってきて、あそこで新年会、忘年会をするということは今活用としてはないと思うんです。それをする場合は、多分違う施設を使われてやられているはずですよ。

#### ○池頭俊教育委員

いや、今まであっていましたよ。

○栗木清智生涯学習課長  
みどり館で。

○池頭俊教育委員  
はい。

○栗木清智生涯学習課長  
それは、確認はしておきますけども。

○池頭俊教育委員  
じゃあ、こっそりやっていたということですよ。

○栗木清智生涯学習課長  
まあそれもあるかもしれませんが。

○池頭俊教育委員  
でも、市長さんも来られていますよ。

○栗木清智生涯学習課長  
私の認識の中では、栄の人たちの忘年会、新年会をする時はひのくにふれあいセンターを使われてたようなイメージがあるので、多分みどり館ではしてなかったのではないかなと思っています。

○池頭俊教育委員  
いやいや、今年、本当にあっているって。

○栗木清智生涯学習課長  
ただ、今までは高齢者支援課の福祉センターとしての使用だったので、そこまでは謳ってなかった可能性はあります。今回は市民センターなので、どこでもそれはやってないので、今度は厳守事項に含めたいといううちの思いがある、ほかの市民センターとあわせてですね、あそこもしないという方向性になっているのかもしれませんが、そこまで私が認識不足でしたので、確認しておきます。

○池頭俊教育委員  
だから、多分それ以前の区長さん等からすると、そういうことになったのかというところで、多分いろいろ出てくると思いますよ。

○栗木清智生涯学習課長

今でも、区長さんたちからいろいろ出てきているのは出てきています。ただ市民センター化にするにあたって、今までどおりの使い方で不具合が出るということはあまり好ましくないんですけれども、ほかの市民センターと同じ取り扱いをするというのは守っていかなければいけない部分ありますので、そこら辺は御遠慮いただく可能性も十分考えられます。

○中島栄治教育長

しっかりそこはもうこれを通す方向でいくからね。

○栗木清智生涯学習課長

そうですね、そこは区長さんたちとの話し合いもちゃんとしていった上です。

○池頭俊教育委員

うん、だから話をさせていただいて、了解してもらわないとですね。

○栗木清智生涯学習課長

この飲酒の部分については、私も理解してなかったもので、確認しておきます。

○中島栄治教育長

そうですね。それはまた、確認をした上で、この形を通していきたいということ。

○栗木清智生涯学習課長

そうですね、はい。

○中島栄治教育長

御理解いただければと思います。

はい、続けて、2号議案の体育館条例施行規則の一部を改正する規則についてということをお願いします。

○栗木清智生涯学習課長

続いて、資料は16ページからになりまして体育館条例になります。同様に18ページからを見てもらったほうがわかりやすいのでこの新旧対照表で説明したいと思います。ここは、先ほど御説明しましたとおり、黒石市民センターの建て替えをしております、体育館だけは現状で残します。市民センター部分を取り壊して、今の新しい防災拠点センターのほうに移転するというようにしていますので、改正後の中に黒石体育館として載せるという部分になります。

それに伴って使用許可申請書、許可書が変わることになりますので、これは20ページに黒石体育館を追加するという形になります。

体育館条例規則については以上になります。

○中島栄治教育長

はい。このことについてはよろしいでしょうか。

はい。では、提案のとおりということをお願いしたいと思います。

では、議案第3号、2学期制の試行についてお願いします。

○松岡隆恭教育審議員

それでは、失礼いたします。2学期制の試行につきましては、これまでも複数回御説明等を行ってまいりましたけども、前回、試行について議会等にも説明をしていくということでお話をしていたと思いますが、最初の教育長の動静の中でもありました、12月27日に議員への説明を経て、1月20日に議会全員協議会において2学期制の試行を進めたいということで、その旨の説明をしたところです。

資料の第3号議案の23ページをお開けいただきますと、そこに前回お示しました2学期制に関するアンケートを実施しました結果を保護者に返していくということで、前回、御指摘があった部分を修正したものを示しております。具体的に申し上げますと、23ページの表題の下では書いております、挨拶を書いた5行目、一番最後のところ、前回、準備を行っていく、何の準備かはっきりわからないということで、2学期制試行というものをここに出したということが1点です。

それから、24ページのほうは、Q5のアンサー部分の一番最後ですけども、前は秋休みの云々については検討中というように書いておりましたけども、今回、秋休み5日間ということをごここでは明記をしております。

それから、その下のQ6の表の下の文書があります。その一番最後ですけども、2学期制の現状について書いた部分と、それから、アンケートの結果について書いています。この部分は教職員のアンケートの肯定的意見がどれだけかというのをパーセントで、今回95.5%という数字を入れております。

以上のようなところを修正をかけたところになります。

それから、その次の25ページにありますのは、2学期制試行に入る場合の年間のカレンダーです。これはあくまで参考資料として見ていただければと思います。

2学期制の試行というところで、本会議で決定していただければこの23、24ページのアンケートを保護者へ学校を通じて配布することで、次年度から2学期制に入っていきますということを明確にお伝えするとともに、アンケートのお礼とあわせて、アンケートに出されておりました疑問や不安についてQ&Aの形でお返しをするということで理解を深めていきたいという狙いをもっているところです。

2学期制の試行につきましては、このような形で進めたいと考えておりますので、ぜひ本日の会議で試行についての決定というような形をいただければと思っております。

すので、この示しました資料を含めて、御意見等いただいた上で、可決いただければと思っております。

以上です。

○中島栄治教育長

はい。それでは、提案のほうですが、こういった形で保護者に対しての周知も今後して、さらには、カレンダーとしても具体的な日程を示したところで、試行をしたいということでの提案になりますが、御承認いただけますでしょうか。

何か御意見はありませんか。

○池頭俊教育委員

いいですか。

カレンダーの部分ですが、秋季休業じゃなくて、これは秋季休業日と書くべきだということ、秋季休業日は3日ですか。5日ではないんですか。少なくとも24ページには秋休みは5日間と書いてあるわけで、こっち側の秋季休業日は3日間と言ったら、土日を抜かして書くということは普通ありえないんですね。夏季休業日でも土日挟んで何日から何日と書いてあるわけだから、これは5日と書くべきなのかなと思います。

それから、基本的にはいいと思うんですけど、学年末の休業日を変更しなければならないのかなとか、今回ここをどうして変えるかということについての、いわゆる管理規則等も変わっていくわけですけど、2学期制になったらこれも変わるのかと思われたら、ちょっとそれは全然違うとこの話かなと思うんですけど。

以上です。

○松岡隆恭教育審議員

最初、御指摘いただきました秋季休業日の表記と、それから日数については、ありがとうございます。そのとおりだと思いますので修正いたします。

学年末休業日につきましては、今回、この5日以内というところを6日というふうにもっていつているのにつきましては、校長会議等の意見をもとに、学年末のあり方について御意見をいただいた中で、そういう形がぜひ望ましいということで御意見をいただいて、このような形にしていつてるという経緯になります。一応、今回のその学年末につきましては、この時点で確定として出すというものではありませんので、あくまで1枚前のこのアンケートの結果についての部分を試行決定ということで出していくということで、カレンダーの件につきましては、あくまで（案）という形で最終的にこれが決定というところまではまだ現時点では至ってないということです。

○中島栄治教育長

予定ではいつ決定しますか。

○松岡隆恭教育審議員  
試行が決定した後に。

○中島栄治教育長  
後にする。

○松岡隆恭教育審議員  
はい。というふうに手順としては考えているところです。

○池頭俊教育委員  
このカレンダー（案）というのを保護者には出すか出さないか知りませんが、少なくとも学校には出すわけでしょう。

○松岡隆恭教育審議員  
はい。ここで例えば、2学期の試行というのが決定しましたということになって、このアンケート結果の部分を出すことができれば、このカレンダーも当然学校のほうには出ていくことにはなります。

○池頭俊教育委員  
はい。そうすると、修了式、卒業式というのがここで入ってくるわけだから、これで全部カレンダー組むわけですから、急に1日増えましたとかいって、そうするとどうなんだろうと思うんですね。だから、ここの1日を管理規則まで変えて早くしているというところが、この前の2学期制もそうですけど、校長会の要望だからそう動くというのは、それは違うと思うんです。校長会はあくまでも要望する一つの考えの部分であって、委員会がどう決めるかっていうことだと思っただけです。

その今の働き方改革の中では、例えば、夏休みを少し削ってでもこうやったら1週間のうち6時間授業というのは2回で済みましたというような事例でも文科省から出ている分についてはあるんですね。じゃあ、これだけ授業実数をもっと短くしました。だったら1日はやっぱり6時間授業をみっちり入れます。で、先生方の働き方は改善しなくて、結局、労基法等にも引っかかってきますとなると、それは逆光しているような気がするんです。だから、計算するとできるというところはわからないではないんですが、今のところ、ほかの部分についてはあまり動きはないんですが、ここに関する理由付けというのは非常に弱いと思います。

○中島栄治教育長  
そうですね。これは、2学期制の試行と管理規則の変更ということは分けていきましようか。学校のほうにとりあえず示す2学期制の試行に関しては、管理規則を変え

ないでできる部分で出しましょう。そして、それ以降、管理規則を変更して取り組むということであれば、それはまた一段階踏んでから進めるということではいこうと思いますが、担当のほうにはそういった対応はできますか。

○角田賢治指導主事

はい。今、おっしゃっていただいた池頭委員から話があったとおりでと思いますので、2学期制と修了式の期日の分については分けて考えるべきだったと思います。2学期制、3学期制の検討をするときに、このカレンダーは学校現場にも示して検討をしていただいています。その際には、既にこの最後の学年末休業日の部分についても同じ期日で検討をしておりましたので、3学期の場合も6日間というところを前提で話を進めたところが、スタートがおかしくなったということで、2学期制は別の議論ということなのです。

○中島栄治教育長

ですから、この23、24ページの分に関してはもう試行ということで、カレンダーに関しては、201日というのは一緒なわけでしょう。

○角田賢治指導主事

はい。日数的には3学期制も2学期制というのも、1日だけ3学期のほうがカレンダー上変わりますが、その3学期の終わりの部分については、2学期制も3学期制も同じ期日で検討をしていただいたというところになります。今年度が203日です。その前が206日だったので、これらは10連休の影響で203日という形にはなったんですが、昨年度末に文科省のほうからの通知で授業実数を過度に確保、災害等を考慮して確保し過ぎているというのが調査上あがって、これは働き方改革での調査の中であがってきた数値だったんですが、そこについての検討した上で授業日数というのは各学校のほうでもう一度見直しを図っていただいたところです。その上でこの201日というのは妥当なところで検討を始めたということになります。

○池頭俊教育委員

標準的な時数というのがありますよね。それにある程度縛られている部分で学校がいっぱいいっぱいで大変さはわかるんですが、単純に見て来年度は秋休みというのが、これでいうと土日も含めて5日あって、実はそこにスポーツの日がある祝日が入っているんです。ところが、スポーツの日は7月に動いている。簡単に言うと、月、火、水という3日、1日プラス $\alpha$ を出しといて、しかも3学期にまたプラス1日休みをやっているとすると2日間カットになっているんですよね。それで子どもたちの学力がつくのかって言われたときに、2学期制はそんなにたくさん休みがいっぱい取れるのかというところに走るような気がするんですよ。だから、本来的に2学期制はメ

リットがあります。特に教育長が言っている相談活動をどうするかという部分など、だから全国の事例を見ると家庭訪問を止めて三者面談を7月ぐらいにすることによって、それを変えていって、授業も変えるとかいう事例もこの前の熊本県市町村教育委員大会の研修の中にはあるんですね。そういうふうにしてできるだけ先生方の負担をうまく交わしながら、どうにかして働き方を変えるかという部分と、もう1日減らしたというんだったら、なかなか説明がつきづらいと思っているんです。今一番大事なのは何かと言ったら、2学期制をするとこういうメリットがあって、学力についても、先生方の負担についても、あるいは不登校傾向の子どもたちについても、何らかアクションを起こすことによって減らすこともできますよというところで、ぜひそういうことならやろうと、やって成果を挙げて、一つ合志の教育というのをつくり上げようとしている中に、ここだけもう1日休みがありますというのは、説明から言うと非常に納得する材料としてはもっと違ったものを出してもらわないと納得しがたい。

#### ○角田賢治指導主事

おっしゃるとおりで、この学期末の部分については、本来別の議論の部分になっているというのはそのとおりだと思います。今回、そこを同時にやってしまいましたので、議論が混在してしまっていると思います。

もう1点、池頭委員がおっしゃった、秋休みの件については、前回の教育委員会議で提示をしていた保護者説明では、次年度については秋休みは検討しますという文言になっていましたので、本日も今御意見をいただきましたので、ぜひ検討をこの場でいただければと思っているんですけど、教育長や事務局と相談した時には、今ありましたように、来年の単年度だけスポーツの日が動いておりますので、本来は平常日の2日が来年度だけ3日になっておりますので、ここを通常でいけば2日に戻すということも当然、次年度単年度はあり得ると。これは、試行ですので来年度は管理規則を変えませんが、管理規則上もそこについて、本来変えた時にはあわなくなってくる。そうなってくると、次年度については2日間というのもあり得るとするのは、今、学校のほうには事前に説明し、計画を立てていただく段階では、話をしているところです。その分で1日プラスになる。この秋休みの分が1日減って、1日プラスになるというお話はしております。そうすると、先ほど申しました、3学期制、2学期制の場合の授業日数というは、基本的には同じになるということで、本年度、この1日少ないのは、この秋休みの分という捉え方になってくるということになります。

#### ○中島栄治教育長

ということは、こっちのカレンダーのほうは、先ほど言いました学校管理規則の変更というのは、あくまでも試行の部分のも含めてだから、最終的には変える必要があるのかな。

○角田賢治指導主事

はい。

○中島栄治教育長

来年度、無理のない提案をするとすれば、学年末休業日を5日以内のままでカレンダーを出すということは必要でしょうね。じゃあそこは5日以内のところで教育カレンダーは学校に出すということにしておきたいと思います。

はい。

○池頭俊教育委員

だから2学期制を完全実施した時には、こうやってできるからということで、学年末ももう1日、6日以内という形で管理規則を変えますよと言ったら通るんですよ。今回、こうやってすると言葉は悪いけど、どさくさにまぎれてもう一つ付け加えたかなとうことになるんです。それで成果も上がってなくて、どういうことなのかと、さっきの話ではないけど、結局、教育長が金沢市のことをもう少し何で勉強しなかったのかなというところになるとちょっとおかしくなるかな。

○中島栄治教育長

それじゃあ、そちらのほうの変更で試行は承認いただけただけということで。

はい、どうぞ。

○塚本小百合教育委員

秋休みの日数が3日ということで、先ほど、こちらには5日間ですと書いてあるのでおかしいでしょうということがあったんですが、その学年末休業日を考えると、土日は入ってませんよね。入ってなくて6日になっているので、そこちょっとおかしくなってきたりする。秋季休業日を5日にすると土日が入るので、またそれはおかしいので、こちらの回答に、翌日、翌々日2日間を加えた5日間ですになっているんですけど。

○角田賢治指導主事

よろしいでしょうか。この資料の作り方がまずくて混乱をさせてしまい申し訳ございません。ここに秋季休業日3日と書いてます。先ほど訂正があったので5日ですが、本来の管理規則上でいいますと、これは他市町の例になります。こういう記載になります。「10月の第2月曜日（体育の日）の前の週の土曜日から10月の第2月曜日（体育の日）の翌々日まで」というような書き方、そこには何日間という規定の書き方は管理規則上していません。もしくは、10月の第2月曜日の翌日及び翌々日と、つまりは2日間、平日の2日間と、結果的にはトータルで5日間という読みをするというような管理規則上の書き方になりますので、管理規則上は、最後のこの学

年末休業日何日以内というのと違う記載の方法になると思います。

○中島栄治教育長

あくまでこのカレンダーとして、学校の説明のために使っているの、その管理規則等の記述とは別ということです。今回は、来年度からは試行ですので、その管理規則もまだ手をつけないということです、御理解いただければと思います。

○塚本小百合教育委員

ここに管理規則と書いてあったものですから。

○中島栄治教育長

そうですね、ここに書いてある。

○角田賢治指導主事

これは書き方が非常に混乱を招いた部分があると思います。ありがとうございます。

○池頭俊教育委員

確かに、その学年末休業日の取り方というのは、今、塚本委員がおっしゃったような部分の混乱を招いているわけで、5日以内というのは、いわゆる課業日の5日以内という捉え方というふうに書いてあって、そういうふうになっているけど、じゃあ土日挟んだらここからいうところではないかと言われるのは御指摘のとおりだと思います。だから、ここについてはもう一度きちんと書いて出し直すという方向で調整した方がいいのではないかな。

○中島栄治教育長

今回のことでは、管理規則は扱わないわけだから僕はあえて載せなくていいと思います。

はい。では、御承認いただいたということで、3号議案は進めたいと思います。

では、4号議案についてお願いします。

はい、どうぞ。

○右田純司学校教育課長

それでは、4号議案の合志楓の森小学校・中学校学校給食施設の運営に関する基本方針の修正案につきまして御説明します。

この方針におきましては、昨年11月の教育委員会議におきまして議決していただきました基本方針の修正案となります。資料は事前にお配りしておきました、この基本方針と、本日お配りしておりますA4、1枚の修正前の資料となります。

なお、今回の修正案につきましては、新設校の運営方針と既存施設の運営体制と自校式施設の将来について、大きな基本方針の修正ではございません。

それでは、修正部分の説明をいたします。

事前にお配りしておりました資料の17分の4ページをお開きください。修正前の資料と比較をしますと、修正箇所が2点ございます。まず、1点目が上文にあるスケジュール表です。矢印についてですけれども、修正前は、例えば、中期の②既存施設の給食運営体制のところの説明を令和2年から3年、検証・方針決定、運営準備を令和4年から5年と、運営を令和6年度からというふうに別々に記載しておりました。こういう記載になると年度に縛られたスケジュールと見えますので、今回の修正後は、年度に縛られることがないように1本にまとめた記載に変更しております。

検証という部分が新設校の検証ということも付け加えております。それに関連しまして、そのページの下の方にあります、②既存施設の給食運営体制と③自校方式施設の将来の説明の文言も同時に修正しております。

2点目になります。課題についてですけれども、修正前は、短期、中期、長期と記載しておりましたが、中期の既存施設の給食運営体制と長期の自校方式施設の将来につきましては、同時期に検討しますので、短期、中期、長期の記載を削除しております。同様に、この基本方針中にも短期、中期、長期と記載がありますので、そちらも削除しております。

今回の資料で修正がございました。14ページの一番上の行です、申し訳ございません。この「中期的課題については」というふうに記載しておりますけれども、この中期的は、削除をお願いします。

もう一つ、16ページの下から3行目、この「長期的課題については」ということになり、これも同様に、この長期的ということを削除していただきたいと思っております。

この基本方針の6ページの中ごろに、本年度の給食調理員の不足を記載しておりますけれども、これはその資料の訂正ではないんですけれども、現状の説明を少しさせていただきますと、年度当初が13名の不足になっておりました。そこから、応募があつて採用をしてきておりました。現在が7名の欠員でございます。来月にもう一名辞めるという話がありますので、そこを含めると8名の欠員の予定となっております。御存知のように、12月に学校回覧、広報等、ホームページ、ハローワーク等で募集をしておりました結果、8名の応募があつております。今週に8名全員面接をしております。中には、4月からしか勤務できないという方もおりますので、今のところの見通しでいきますと、今、8名不足の予定で、今回8名採用することになると思っておりますので、年度当初では調理員不足の解消はできる見込みと、今のところなっております。

説明は以上です。

○中島栄治教育長

はい。議案のほうは、運営に関する基本方針についての変更ですので、私も協議の中に入れておりましたが、もしこの長期的なことで、本当に建設というようなことになったら、決まりました。はい、2年で建設できるかということ、もっと前のことから、その建設も含めた上で協議をしたりとか、考えたりとかしなければいけないということで、そこは段階的にというような、意識では段階ですけども、やることはやはりなだらかに、できるならもう少し前のほうから準備をするという意味で区切らずに取り組みを始めるということですので、御理解いただければと思います。

何か御意見はありませんでしょうか。

はい。議案どおり可決でお願いしたいと思います。

では、続いて、報告事項のほうに移りたいと思います。

小中学校の卒業式についてお願いします。

○右田純司学校教育課長

それでは資料の26ページをお開きください。

教育委員の皆様は、卒業式・入学式の日に出ていますので、大体御存知かと思うんですけども、本年度の卒業式の日程を載せております。小学校が3月24日になります。それと中学校が3月13日です。また事前に学校から案内は届くと思います。

それと、その下の来賓欄に、祝辞と書いてあります。ここが、例年、市長部局のほうで部長以上の職員が割り振られて出席になります。現在、まだ決まっておきませんので、こちらは空欄にしております。

その下の告辞は、こちらに委員さんの名前が入っております。この告辞で、中学校になると教育委員さんは2人になりますけれども、一番上に書かれている方が告辞をしていただく方となります。

その下は教育委員会職員の割り振りを付けております。

それと、27、28ページに小学校、中学校の告辞の(案)を載せております。もし、この内容で修正とかがあれば、本日、いただきたいと思います。後日、もしお気づきの点があれば、2月中までに連絡いただければと思います。

以上です。

○中島栄治教育長

はい。またお忙しい中、申し訳ありませんが、小学校、中学校のほうぜひ御出席をお願いしたいと思います。

○池頭俊教育委員

いつまでいいのかな。

○齋藤正典総務施設班主幹

2月の教育委員会議ぐらいまでに教えていただければ助かります。

○池頭俊教育委員

はい。感想から言えば、何か非常に硬くて、重くて、いくつもあるんですが、例えば、小学校では新入生として登校を始められたとき、どれほど心配されたでしょうと、事実ですけど、教育委員会が学校に入ることを心配していいのかなという感じはします。本当は保護者としてはそうですけど、何かそんなことだったり、中学校の天皇陛下が代わられてということは、もう周知されている部分もあるけど、あまりこれを出さなくてもいいのかなと、ぼくは個人的には思います。

○中島栄治教育長

そういった御意見のほうは、まとめて出していただければ、修正等も十分に検討して入れたいと思います。

では、次に、2月の行事予定についてお願いします。

○松岡隆恭教育審議員

失礼いたします。資料29ページを御覧ください。

合志市行事関係から申し上げます。

2月 1日 人権フォーラム2020 in合志市。

2月 5日 教育論文2回目の審査会。

2月 7日 合志市地域学校協働活動に関する研修会。

2月12日と13日 教育長期末面談。

2月13日 市校長会議。いじめ・不登校対策委員会。

2月17日 初任者研修の実践報告会。教育論文の表彰式

2月18日 市の教務主任会議。

2月20日 市の幼保小中連携協議会。

2月21日 生徒指導連絡会全体会、学警連の協議会。

2月25日 市議会の定例会、本会議開会。教頭会議。教育委員会議。

2月26日から28日 市議会一般質問。

2月27日 市特別支援教育連携協議会。

2月28日 市小中一貫教育推進日。

県関係は、ここにあるとおりです。省略いたします。

教育事務所関係です。

2月 3日 行事調整委員会。

2月10日 教育長・校長の合同会議。

2月21日 第3回教育長・校長異動ヒアリング。

次の関係団体のところでは。

2月14日 管内特別支援教育研究会の卒業生を送る会。

2月15日 ひのくに高等支援学校愛生祭。

2月27日 郡市教頭会講演会。

2月28日 教科等研総会。

一番右の学校行事につきましては、そこにありますように、小中学校それぞれに授業参観が組まれているということになります。

2月の行事につきましては以上です。

○中島栄治教育長

はい。何か御質問ありませんか。よろしいでしょうか。

続いて、教育委員会議の日は25日の15時からということですがけれども、よろしいでしょうか。

では、予定としては、25日の15時からで入れたいと思います。

○松岡隆恭教育審議員

ありがとうございました。

○中島栄治教育長

それでは、続いて、不登校児童生徒のフリースクール等への通所の取り扱いについてお願いします。

○松岡隆恭教育審議員

失礼いたします。資料は30ページからとなります。文科省のほうからの通知についても教育長のほうから先ほど御説明いただいた部分に関連しておりますけれども、いわゆる、民間施設、フリースクール等に通っている児童生徒の出席等の扱いにつきまして示したものです。これまでお渡ししておりました部分に加えて、今日1枚もので赤い文字が入ったものがあると思いますけれども、これをさらに加える形で御提案したいと思います。

教育委員会の対応がどのような対応をするかということで、その点御説明したいと思いますが、赤い文字のところになります。

教育委員会は、児童生徒の通所する民間施設について、文科省が作成しております民間施設のガイドラインに沿っているかどうかを判断するというので、もともと書いておりましたけれども、それに加えて、①、②というような形で具体的な動きをそこに示しております。学校長から、児童生徒、保護者も当然ですが、含めて、民間施設への通所を希望する意志というのが確実であるという報告を受けた場合に、その当該の民間施設、いわゆるフリースクール等ですが、そちらに連絡を取りまして、学校と民間施設が連携を取りながら不登校児童生徒への指導や支援を進めていきたいという、そのような連絡をまず入れて、連携を可能にしていくように努めてま

いります。

そして、②番にありますけども、その施設については、施設見学及び授業等の参観をすることについて依頼を行いますと同時に、その施設が児童生徒を受け入れる場合には、学校への情報提供についての協力依頼もします。これは具体的には、月ごとの出席状況、学習状況、そのほか、児童生徒の施設内での様子等についての情報を定期的にいただくところを依頼をしていくというものです。

このような形で、委員会としては、民間施設とのやりとりをして、学校との橋渡しをしていくということで考えております。

今回、これまで御提示したものに加えて、今の部分をさらに加えたものにしていきたいということで御提案申し上げたいと思います。

後は、ICT活用の部分につきましても教育長からありましたけども、資料提示がありました。基本的には、個別の対応というものを重視していくということで、そういう依頼があった場合には、まとめてどうではなく、このフリースクールそのものもそうですけども、個別にきちんと対応しながら必要があるならば出席扱い等を含めて適切な対応を進めていくということで考えております。

私のほうからは以上です。

○中島栄治教育長

取り組み（案）の訂正をこういった形で出したいということですが、よろしいでしょうか。

はい、これを入れた形で、各学校には通知をしていきたいと思っております。

○池頭俊教育委員

一つだけいいですか。

○中島栄治教育長

はい、どうぞ。

○池頭俊教育委員

学校長は校長にすべきよ。今度出された文書もそうだし、こっち側の③もその言葉があるから。

○中島栄治教育長

本当だ、また学校長になっている。すべて校長に訂正します。

○松岡隆恭教育審議員

ありがとうございました。

○中島栄治教育長

では、その他のほうでいきたいと思います。  
生徒指導についてお願いします。

○澤田みほ指導主事

失礼いたします。資料の36ページを御覧ください。

12月末時点での市内の不登校児童生徒数の御報告をいたします。長期欠席の児童生徒数は、11月が128人であったのに対し、138人という報告です。その内、不登校の児童生徒数は前回の71人から78人という結果になっています。この78人の内訳が右下の表の中にあるところです。全欠の数につきましては、中学校に14人ということになっています。

学校からの報告では、学校内の職員だけが関わるという形ではなく、教育委員会も含めたところで専門機関、それから、病院関係にも連携をとっていきながら対応を図っているという状況が引き続き行われています。その結果、12月末でこのような数の報告があがっておりました。30日以上ではなく、10日以上30日未満の欠席者数の数としましては、先ほど教育長からの報告にもありましたけれども、11月末では160名でしたけれども、12月になり207名という形で増加をしているということが言えます。ただし、この増加につきましては、理由は病欠もすべて含めたところで、欠席の日数が30日未満の児童生徒数ということでの報告になりますので、不登校の傾向と言いましても、病欠、その他の理由も全部含まれているところでの数と御理解ください。内訳は、小学生が128名、中学生が79名ということでした。

それから、いじめの認知件数です。資料の中にもありましたが、心のアンケートの結果が各学校の報告があがっております。いじめのアンケートを行い、学校がいじめと認識したケースがあがってきておりますので、今回の報告では、新規が22件、累計で28件といういじめの件数があがっております。内訳は、小学校が6件、中学校が22件ということでした。いじめの心のアンケートの報告につきましては、現在、報告が完成しているところですので、次回の教育委員会議でも報告ができればと思っております。

以上です。

○中島栄治教育長

はい。このいじめに関しては、おそらくそれまでに認知されてたのも12月には再計で入っている可能性もあるのかな。それは除いてるのかな。

○澤田みほ指導主事

あくまで心のアンケートで出た数です。

○中島栄治教育長

そのままということですね。だから、学校の方は今のところ誰かを特定できているということで理解していいかな。

○澤田みほ指導主事

はい。それから、この心のアンケートの話になりますけれども、登校できずに未実施であるという児童生徒の数もあがっていますので、なぜ未実施なのか、再度、3月末に未実施だった児童生徒への聞き取りはできたのかということも報告を求めていますので、すべての子どもへの聞き取りが可能になるように、学校は努めることになります。

○中島栄治教育長

その未実施等については、次回、人数、状況などの報告をできたら係のほうからしていただければと思います。

よろしいでしょうか。

○池頭俊教育委員

一ついいですか。

○中島栄治教育長

はい。

○池頭俊教育委員

心のアンケートを取ったから増えているんですね。

○澤田みほ指導主事

はい。心のアンケートで子どもたちが、それまでの学校が実施していた調査ではあげなかったけれども、今回あげたという数があがってきていますけれども、その内、学校がいじめ事案と認知したケースがこちらの定例報告であがっているということです。

○池頭俊教育委員

それについて、どうお考えですか。

○澤田みほ指導主事

今回、あがってきたというところですか。

○池頭俊教育委員

はい。昨年もそうですけど、10名ぐらい増えているわけですね。今回は20名ぐらい増えているんでしょうけど。

○澤田みほ指導主事

そうですね。

○池頭俊教育委員

何を言いたいかというと、学校が常日頃やっているのにはなかなか書けないんだけど、こうやって大々的にやるとあがってくるという、このこと自体は別に否定するわけでも何でもなくて、ちゃんとあがってきているからいいなと思っているんですけど、なぜ、常日頃上がってこないのかな。ということは、今まで学校でやっているではそのアンケートというのがうまくいってないのかなと感じもするんですけど、そこら辺の分析はどうされていますか。

○澤田みほ指導主事

そこは、学校自体もその普段の調査ではあがらないでこれであがってくるということのその理由というのも学校も考えなくてはいけないところと思うんですけども、実施する時の教師の働きかけ、学級全体でどのように取り組んでこの調査を行うかというところの先生方の共通認識であったり、普段、実施している、アンケートを実施する際の共通認識をもってやっているかとか、その実施の仕方については、やはり1回見直しをしていただく必要があると思います。そのなぜこれで出てくるのかというところは、しっかり学校から聞き取りも必要ではないかと感じているところです。

○中島栄治教育長

はい。正直に、私の見解では、もっと積極的に認知しなければいけないのかなということを学校に徹底したい。日頃の認知が、足りてないのかなと私は思います。もっと子どもたちの様子、保護者やいろんなところからの情報をもとに、学校に積極的な認知を事前にしておいて、12月の心のアンケートにも、それまで出ていたことがそこに出てくるというのがコミュニケーションではないですけど、いろんな情報が滞ってなかったということになりますので、そこについては、私はそういうふうな指導をしていきたいと思います。

○池頭俊教育委員

はい。

○中島栄治教育長

では、次に、質問紙調査の結果についてということでお願いします。

○澤田みほ指導主事

失礼いたします。お手元に今年度実施いたしました、令和元年度の県学力・学習状況調査の教師の質問紙調査結果（合志市）についてご説明いたします。

今年度、教師がつくる県学力調査から業者が作った県学力調査に変更しております、中身としましては、学力テスト、学力調査と児童生徒に向けた質問紙調査、それから、教師に向けた質問紙調査ということで、これまでの県学力調査のやり方とは中身は変わっていないんですけれども、調査の中身、項目とか、具体的な質問等があっていまして、その結果が出ております。今週の頭に学力調査結果もあわせて合志市の結果としてまいりましたので、今、その結果と教師の質問紙及び指導生徒の質問紙調査の結果を分析している段階ですので、来月のこの会議においては、両方あわせたところで御報告ができるようにしたいと考えております。

本日は、教師の質問紙調査結果の分析のみお伝えしたいと思います。

まず、見方について御説明します。教師に対する質問紙調査の項目は17項目ありました。表の見方について、まず1番、授業等に関わる児童生徒は、熱意をもって勉強していると思いますかという質問紙項目の横に、4、3、2、1とありますのは、4がそう思う、1はそう思わないという4段階評価で求めているものです。回答数、上の右にいけますが、回答数、回答率（小）とありますのは、合志市内の小学校の回答数です。その内の回答率が何%だったかというのを示しています。その横の回答数、回答率（中）といいますが、中学校の分の回答数とその割合ということになります。小学校と中学校を足して、令和元年度の回答数及び回答率というのがその隣の数値となっております。昨年度も県学力調査、質問紙調査がありましたので、昨年度と比較をしようと考えまして、一番右に平成30年度と書いてあるものです。ただ空欄のところがありますのは、昨年度の県学調で学校長が県学調の質問紙の回答をしている項目がありますので、そこは学校数が合志市は10校ですので、10分の幾つということになります。母数が違いますので、空欄のところは比較が難しいと考えましたので入れていない部分があります。

それから、質問の7、8、9、10につきましては、今年度の質問紙項目で新たに入っていた部分で、前は入っていないというふうに見ていただきたいと思います。

4と3のところは色を付けております。

それから、2のところでは気になる数値のところにはまた枠の中に色を付けているところです。

すべてを御説明することはできませんけれども、2枚目、裏面の成果と課題のところを御覧いただきたいと思います。

成果としましては、質問の3番、小中ほぼすべての教師は授業等で一人一人の可能性を見つけ、それを高めよう意識をもって取り組んでいるという割合が非常に高かったということが言えます。

質問の4、学習規律の維持を徹底するよう心掛けて取り組んでいる割合が約97%という結果でした。そのように、成果が表れている質問もあります。

逆に、課題としましては、質問の6と5の結果から、家庭学習を与えていないと回答した割合、昨年度のデータと比較すると数値的には減少をしております。昨年度、あまり与えていないと回答した割合は42.6%でした。ただ、この42.6%というのは、質問の中に、文言の中に、調べたり、文書を書いたりする宿題を与えているかという質問があつてのあまりという回答が42.6%という結果でして、今年度の質問の文言の中にはその部分が入っておりません。いないところで小中あわせて16.5%という結果になっております。

質問の10からは、総合的な学習における課題の設定、まとめ・表現に至る過程を意識した指導というのができていないと言えるのではないかというふうに考えています。

質問の15では、ほぼ100%の先生が質問の3で、一人一人の可能性を評価していると回答しているんですけども、個に応じた指導の充実については、できていると回答した割合は少し下がって約85%という実態でした。個に応じた指導の充実を図るために、さらに工夫をしていく必要があるのではと考えます。

最後に、質問の16と17番の結果からですが、学力調査の結果分析というものが授業に活かされず、指導方法の工夫改善ができていないという結果でした。調査結果を学校全体で分析するというのは、毎年学校でしていただいているところです。これは今後もやっていく必要はあるんですけども、実際にやった後、日々の授業に取り入れるということがなければ、分析の効果もないというふうに考えますので、その分析の活用の仕方について、それぞれのお一人お一人の先生方が学級の子どもたちの具体の姿で指導の効果が確認できるように、具体的に活用方法について検討し、全員でやっていくということが今後お願いしていくべきところだと考えています。

本日は、教師の質問紙調査の結果の御報告をいたしました。これと次回が学力調査の結果とあわせて、さらに御報告をしていきたいと思っております。すみません、時間がかかりまして申し訳ありませんでした。

○中島栄治教育長

では、最初の報告ということで、これは経年変化というのと、次回までには、他の市町村のデータはもらえないのかな。気になることが何とかいうのは、県全体では出るかな。

○澤田みほ指導主事

この質問表でですか。

○中島栄治教育長

質問表で、県全体との比較も入れるね。

○澤田みほ指導主事

はい、入れられると思います。

○中島栄治教育長

はい。県の全体との比較、本市の特徴がそこに出てくれば、何か重点的なことを取り組まねばならなくなるかもしれませんので、それも含めて次回また改めて御説明を申し上げたいと思います。よろしいでしょうか。

○池頭俊教育委員

最後に、教師の働き方改革について、教育委員会として、来年度に向けて何かきちんと打ち出せるものがあつたらもう少し進めてほしいなと思います。例えば、学校閉庁であったり、留守番電話の時間設定であったり、部活動等の指針であったり、小学校の部活もそうなんでしょうけど、そこら辺の社会体育への移行のどうのこうのも含めてですね、もう少し踏み込んだ形でのこんな手立てをうちます。合志市は非常に働きやすいところですよというようなものがアピールできたらいいなと。そして、子どもたちに学力をきちんとつけられる、こんな先生方がおられますというところに行くのが一番いいのかなと思うので、全体で話し合い等されて踏み込んでいただくと有り難いかなと思います。

○中島栄治教育長

はい。それについては、私も校長会に具体的に諮問をして、校長会の中から回答を得るとか、校長会が中心となって先生方から、アイデアを取るとかというような取り組みには少し着手したいなと思ってたところですので、考えていきたいと思います。

○坂本夏実教育委員

すみません、その他のところで。

○中島栄治教育長

はい、どうぞ。

○坂本夏実教育委員

可能な限りのお願いになるんですが、先ほど開会の時に、教育長のほうからも新型コロナウイルスについて、本市においても、例えば、30日に保護者さんがお一人とか。これからどんどんこういう気を付けていかなければいけないことがあるというお話がありましたが、昨日などは、近隣のドラッグストア及びハンズマンに足を運んだところ、過剰な報道によって、大事なことなんですが東京でマスクが売り切れているということで、近隣は、昨日の時点で全てマスクが売り切れております。お店の方に2、3お尋ねしたところ、皆さん、こぞって一昨日ぐらいからまとめて買いに来られ

ているという現状がありまして、お店によっては3つ限りというか、その過剰なところになっておりまして、そういうところから、以前、本市でも水俣病では子どもがサッカーのことでいろんな不適切な発言がありました。今回もその学校等でこういう新型コロナウイルスに対して決して過剰に恐れるのではなくというようにどこを何かの折にお話を、先生方のほうから、家庭もそうですけど、していただけたら、後で罹患した御家庭や子どもさんが出た時に、何か不適切な言葉が出たりする、事前に学校としてもこういう指導はしておりましたよというところもあったなと思います。

○中島栄治教育長

病気に関しての余談と偏見もそうですし、感染に関しての正しい対応や知識、理解と対応そういったことについては、学校のほうに周到をしていきたいと思います。

はい、ありがとうございます。

ほかにはありませんでしょうか。

それでは、長時間になりましたがこれで閉会したいと思います。御起立をお願いします。

以上をもちまして、令和元年度第13回教育委員会議を閉会したいと思います。  
お疲れさまでした。

午後0時02分 閉会